

中間連結損益計算書注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益 9,119円40銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 5,245円69銭
 4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
 5. リース取引等に関する収益及び費用の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) リース取引のリース料収入の計上方法
主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
 - (2) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法
主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
 6. 「その他経常収益」には、株式等売却益65,914百万円及び退職給付信託に係る信託設定益75,275百万円を含んでおります。
 7. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額165,267百万円、貸出金償却391,236百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失56,321百万円を含んでおります。
 8. 「特別利益」は、動産不動産処分益2,185百万円及び償却債権取立益485百万円であります。
 9. 「特別損失」には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額8,938百万円及び店舗の統廃合に伴う動産不動産処分損10,901百万円を含んでおります。
 10. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。